

独占利潤論にかんする覚書（I）

—— 坂本和一氏の所説を中心に ——

一 井 昭

はじめに

I 坂本説の概要

- A 独占資本主義段階における「独自的・資本制の生産様式」
- B 『資本論』の論理構造と独占段階への具体化
- C 市場構造の変容
- D 独占利潤論（以上本号）

II 坂本説の検討（以下別号）

- A 「2つの生産様式」—— 広義と狭義の区分と統一 ——
- B 独占理論のモデルと現実
- C 独占段階における平均利潤率の法則
- D 独占利潤とその源泉

むすび

はじめに

現代資本主義は、周知のとおり独占資本主義ないし国家独占資本主義の歴史段階である。それはまた、いわゆる全般的危機の第2段階の一層深化した局面のもとに存在する帝国主義である。したがって、現代資本主義論の核心は経済学が科学としての使命を放棄しない限り、独占価格・独占利潤の法則的究明にある。

しかしながら、現代資本主義についての理論的体系化の試みは、いまなお必ずしも成功しているとはいがたいように思われる。その根本的な理由と考えられるのは、独占ないし「寡占」の個々の領域を対象とする理論的・実証的研究の「停滞」ということよりもむしろ、現代資本主義の総体をいかなる方法によって体系づけるかといった側面における基本的研究の「停滞」に基因するものであろう。もちろん、たんなる方法論議は理論の建設的な前進を阻むことが多い。にもかかわらず、わたくしは現代資本主義研究の方法についての論議がその担っている課題の困難さ・重要さに比すればきわめて不十分だと考えている。こうした意味あいをこめてかつてわたくしは、現代資本主義論・換言すれば「現代経済学批判体系」をめざす方向こそ、わが国における2つの研究動向すなわち(1)マルクスの「経済学批判体系」プラン具体化説と(2)「現代帝国主義論」体系構築説とをより高い論理体系の次元で前者を軸に総合することである、と問題提起したのであった¹⁾。あえて付言しておくと、「経済学批判体系」プラン具体化

1)拙稿「戦後わが国における独占資本究明の方法について——1つの覚書——」(『商経論叢』第18号、鹿児島県立短期大学商経学会、1969年7月所収)。

説と命名した見地は宮本義男・宮崎犀一両氏を代表とする所説であり、マルクスがうちたて・具体化しようとした周知の『資本論』体系を含む「経済学批判体系」プランを現代へと具体化する構想であるが、他方「現代帝国主義論」体系構築説と名づけた見地は杉本昭七・入江節次郎・清水嘉治の諸氏を代表とする所説で、現代の「4大矛盾」をレーニン『帝国主義論』を基礎としながらも主体的に体系づけようとする考え方である。後者の見解は現実にある全世界史的歴史機構と法則とを射程に入れた現代政治経済学体系とも呼びうる大胆な構想でもあるのだが、しかし「4大矛盾」という世界の総体的把握の方法は現代のいわば「混沌とした表象」的把握ないし「上部構造」的把握にとどまっており、独占利潤を核とする独占理論をこそ、それを支える基盤に使えるべきだとわたくしは考えるものである。現在もその基本線は正しいと考えるけれども、自説の積極的開隙は本稿の課題ではない。本稿では、坂本和一氏の所説²⁾を中心に若干の検討を加えることがある。なぜならば坂本氏は資本主義の直接的生産過程の自由競争段階から独占段階に及ぶとくに個別資本の十分な実証的分析をふまえながら、近年注目すべき独占利潤論を積極的に展開されているからである。

I 坂本説の概要

坂本和一氏の所説の特徴は、独占段階の資本主義の直接的生産過程分析を通して主としてその労働生産力構造を明らかにされようとするところにあり、なかんづくその労働生産力構造が「資本制的コンビナートにもとづく独自的・資本制的生産様式」を形成しているとされるところにある。さらに坂本氏は、そのことからこの独自的・資本制的生産様式にうらづけられた独占利潤論を構築されようとするのである。

結論を先取りするならば、わたくしは、坂本氏の独占の必然性の論証と資本の直接的生産過程分析から理論を組立てようとされる基本的視角には賛同するものであるが、所有関係を捨象したうえでの生産様式についての一面的な理解の仕方となによりもそれが独占利潤論に結びつけられようとする点については独占利潤論そのものの内容とともに多くの疑問をもつものである。

ともあれ、わたくしにとっては、坂本説は同時に多くの示唆を含むものと考えられるので、まず坂本氏の2つの論文(127ページに及ぶ)を忠実に紹介するところから始めなければなるまい。

A 独占資本主義段階における「独自的・資本制的生産様式」

(1) 「現段階の独自的・資本制的生産様式」

坂本氏による「第1論文」の目的は、「現段階（成熟した独占段階）の資本主義における工

2) ここでとりあげるのは、坂本和一氏の2つの論文つまり「独占段階における独自的・資本制的生産様式」（『立命館経済学』第19巻第1号、立命館大学経済学会、1970年4月所収）と「独占利潤論の論理構成——『資本論』の論理規定具体化の1つの試み——」（『立命館経済学』第20巻第2号、立命館大学経済学会、1971年6月所収）である。なお、以下の行論では、前者を坂本和一「第1論文」・後者を坂本和一「第2論文」と略記する。

一井：独占利潤論にかんする覚書（I）

場の労働過程の労働生産力構造をあきらかにし、それによって現段階における相対的剩余価値生産の生産力的基礎をあきらかにしようとする試み」³⁾とされるが、ここで取扱うのは、「資本制的生産の1つの発展段階を画しているような相対的剩余価値生産の生産力的基礎の基本的な原理について分析する」⁴⁾のであって「その上に展開する相対的剩余価値生産の個別的な諸方法」⁴⁾の問題でないとされ、「換言すれば、現段階における独自的・資本制的生産様式をあきらかにすることである」⁵⁾とされる。

このような課題設定は、坂本氏によれば「現段階においては、独自的・資本制的生産様式はマルクスが『資本論』第1部第4篇で分析した19世紀中期段階のそれとは本質的に異なった、新らしい発展段階のそれに展開している」⁵⁾と考えられるからに他ならない。それでは、設問の意義をどう坂本氏は提起されるのであろうか。それはこうである。「第1の場合」は剩余価値生産の分析そのものにかかわる問題であり、絶対的剩余価値生産の方法と相対的剩余価値生産の方法を後者を基礎として統一的に理解することだとされたうえで、第1に「その労働過程が、マニュファクチャ段階の生産様式に立っているのか、それとも工場段階の生産様式に立っているのかなどを確定する」⁶⁾といった「当該の労働過程における相対的剩余価値生産の生産力の基礎の基本的な原理=独自的・資本制的生産様式の発展段階を確定」⁷⁾すること、第2に「原理的には労働時間の延長と労働強度の増大の諸形態」たる「剩余価値生産のもう1つの方法である絶対的剩余価値生産の諸方法」⁷⁾が分析されねばならないとされる。

ところで、坂本氏によると戸木田嘉久氏を代表とする「『合理化』研究における剩余価値分析の理論的特徴」⁸⁾は、「生産技術の変革や労働組織の改編による…労働生産力の発展の問題がかならずしも現段階の独自的・資本制的生産様式をあきらかにするという側面から分析され」⁹⁾ずに「それらを先見的にすでに19世紀中期段階に成立した基本的な原理である機械制生産と分業の基礎の上での漸進的な労働生産力の一環としてとらえ」⁹⁾られていると批判されている。結局のところ、坂本氏によると、剩余価値生産の分析たる「第1の場合」については①「現段階の相対的剩余価値生産のための生産力的基礎は、すでに19世紀中期のそれとは質的に異なった、高次の基本的な原理、すなわち変革された管理組織としてのスタッフ制直系組織によって統括される結合機械体系の上に立脚している」¹⁰⁾こと、②「このような現段階における独自的・資本制的生産様式の発展は、さらに現段階における絶対的剩余価値生産の諸方法を19

3) 坂本和一「第1論文」1—2ページ。

4) 同上、2ページ。

5) 同上、3ページ。

6) 同上、4ページ。

7) 同上、5ページ。

8) 同上、6ページ。

9) 同上、8ページ。

10) 同上、53ページ。

世紀中期段階のものとは異なった、「新たな形態」¹¹⁾・「新たな内容」¹²⁾のものに発展させるにいたっていること、を指摘されるのである。

設問の積極的意義の「第2の場合」は、「経済構造の分析にかかる問題」¹³⁾とされ、「現段階の先進資本主義諸国」における「ピラミッド型経済構造」分析の方法¹⁴⁾だといわれる。この場合、レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』での経済構造分析の方法で注目すべき点として、坂本氏によると、「経済構造を構成する経済諸関係を性格づけ、相互連関づける基礎理論として、独自的・資本制的生産様式の発展段階を基礎とする資本主義経済の発展段階の理論を使っている点」¹⁵⁾にあるとされ、つづけて「現段階の資本主義の経済構造」を分析され、家族労働に基づく零細企業=レーニンのいう「小営業段階の経済関係」、中小企業下層(雇用労働19人以下)=「マニュファクチャ段階の経済関係」、中小企業上層(雇用労働20人以上)=「工場段階の経済関係」が、ともに「独自的・資本制的生産様式」だとはいえ、その発展段階=経済関係の発展段階を異にするとされる¹⁶⁾。さらに、大企業とりわけ巨大企業グループをも「やはり独自的・資本制的生産様式の発展段階に基づかれた経済関係によって規定する」必要があるとして、「中小企業上層を特徴づけている工場段階の経済関係と基本的には同質のものであり、単にその量的な発展形態にすぎない」とみることもできるがその見方では「現段階特有の独占にもとづく支配=従属の経済関係を独自的・資本制的生産様式の発展段階の相異という深みから把握することができなくなる」として拒否されてしまうのである¹⁷⁾。したがって、これまでみてきたところから、「現段階の経済構造における大企業、とりわけ巨大企業という構成部分の経済関係は、まさに結合工場ないしコンビナート段階の独自的・資本制的生産様式によって基礎づけられる」¹⁸⁾と坂本氏は結論づけられるのである。

(2) 社会的労働過程の労働生産力構造と「現段階の独自的・資本制的生産様式」

それでは、すでにみてきた坂本氏のきわめて特徴ある「現段階の独自的生産様式」論は、社会的労働過程をどのように「変革」することによって成立するのであろうか。氏のいうところに耳を傾けてみよう。

坂本氏は、まず「管理組織を社会的労働過程の労働生産力を規定する独自の要因として意識的に抽出することは、これまであまり明確になされてこなかった」¹⁹⁾と問題を提起されたあと、「資本制的生産における管理労働、…したがってまた管理組織は当然、労働生産力の独自

11) 同上、54ページ。

12) 同上、55ページ。要するに、坂本氏は絶対的剩余価値生産の諸方法を、「現段階の独自的・資本制的生産様式」との「統一」と関連づけて「意義づける」ことを力説されるのである。

13) 同上、9ページ。

14) 同上、9—10ページ。

15) 同上、11ページ。

16) 同上、12ページ参照。

17) 同上、12—13ページ参照。

18) 同上、56ページ。

19) 同上、16ページ。

一井：独占利潤論にかんする覚書（I）

的な規定要因として作用すると考えることができ」²⁰⁾・「管理労働、管理組織は生産手段たとえば機械が果たしている作用ときわめて類似した作用を果たしているといえる。すなわち、それは、機械が一方では労働生産力の独自の担い手であるが、他方ではそれ自体はなんら新たな価値を生み出さないとおなじ作用の内容をもっている」²⁰⁾とその基本構想をしめされている。

したがって、坂本氏は資本主義的生産の各発展段階、つまり「独自的・資本制的生産様式」の各段階が、作業組織の変革（単純協業→マニュファクチャ）から労働手段の変革（マニュ→工場）へと、さらに管理組織の変革（工場→「より一層高次の工場」）を主導要因とする社会的労働過程の労働生産力構造の「変革」がなされてきたという論証をすすめられることになる。

氏はいう。

「…ある発展段階の独自的・資本制的生産様式を特徴づけるものは、その段階における社会的労働過程の労働生産力の発展を主導する要因に他ならないのであるが、このような観点からすれば、すでにあきらかのように、独自的・資本制的生産様式は現段階までに、単純協業経営（ここでは、労働手段、作業組織、管理組織ともにもっとも単純で原始的な状態にある）を端初として、3たびの変革を経験し、4つの発展段階を経過した」²¹⁾と。

さらに＜第3の変革＞を特質づけるこの「高次の工場における労働生産力の発展」は、「変革された管理組織であるスタッフ制直系組織の下で、機械の発展」²²⁾を本格的なものとする。すなわち「一方では機械化領域の拡大〔=単純な加工作業機の体系としての形式的な機械体系の段階から加工作業機と運搬作業機の複合的な体系としての実質的な機械体系の段階への展開〕の方向に、他方では自動化の方向に展開する」²²⁾のである。それはまた、「…変革された管理組織のもとで、分業の深化と協業範囲の拡大もより一層大規模に展開する。」²²⁾つまり

20) 同上、18ページ。

21) 同上、43ページ。ここで「3たびの変革」（したがって「4つの発展段階」）について紹介しておこう。＜第1の変革＞「まず第1の変革は、作業組織の変革によってもたらされる。単純協業段階から分業にもとづく協業段階への作業組織の変革は、独自的・資本制的生産様式の端初形態である単純協業経営を分業にもとづく協業経営、すなわちマニュファクチャに転換させる。」〔イギリスの16世紀中期から18世紀最後の三分の一にいたる期間〕（坂本和一、「第1論文」43・44ページ。）

＜第2の変革＞「…第2の変革は、労働手段の変革によってもたらされる。道具の段階から機械の段階への労働手段の変革は、すでに分業にもとづく作業組織を成立させていたとはいえ、そこで個々の作業は依然として道具にもとづく手作業のままであったマニュファクチャを機械作業にもとづく経営、すなわち工場に転換させる。この工場では、社会的労働過程の労働生産力は、分業にもとづく協業という作業組織の編成にかかわる要因にかわって、機械という労働手段にかかわる主導のもとで展開することになる。」〔「イギリスをはじめとする欧米先進資本主義諸国では、18世紀最後の三分の一から20世紀初期=第一次大戦にいたる時期」〕（坂本和一、「第一論文」45・46ページ。）

＜第3の変革＞「…第3の変革は、管理組織の変革によってもたらされる。単純な直系組織段階からスタッフ制直系組織段階への管理組織の変革は、機械にもとづく経営としての工場をより一層高次の工場に発展させる。この高次の工場では、社会的労働過程の労働生産力は、機械という労働手段にかかわる要因にかわって、スタッフ制直系組織という管理組織にかかわる要因の主導の下で展開することになる。」〔「欧米先進資本主義諸国では、第一次大戦以降のこと」〕（坂本和一「第1論文」46・47ページ。）〔なお、日本資本主義の例示として、八幡製鉄所における「独占段階の独自的・資本制的生産様式の成立」は「第2次大戦以後、具体的には1952年以後」とされている〕（坂本和一「独占段階における独自的・資本制的生産様式の形成（統）——八幡製鉄所を事例とする具体的分析（4）——」、『立命館経済学』第20巻第4号、1971年10月所収、95ページ参照。）

22) 坂本和一「第1論文」46ページ。

「…より一層大規模な社会的労働に対する合理的な管理の条件がつくり出され、分業はさらに内容の深化と範囲の拡大を進めることができになるのである。」²³⁾

さて、現段階の独自的・資本制的生産様式はさきにみた機械体系の内包的発展とともに、機械体系の外延的発展を伴なっていた。後者についてみると、「3つの場合」(①従来社会的分業の自立した産業部門での機械体系が結合し、相連関する単一の新たな機械体系を形成する場合<たとえば19世紀末以降の鉄鋼一貫機械体系の成立>, ②新加工方法の発見によりその新たな加工段階の機械体系が旧来の機械体系に結合され、新たな単一の機械体系が形成される場合<たとえば第2次大戦以降の従来の石油精製業の機械体系〔石油精製装置体系〕にナフサ分解装置体系および誘導品加工装置体系が結合され、新たに石油化学工業の巨大な機械体系がつくり出された場合>, ③従来の一機械体系の中の一構成部分が機械体系全体の規模の増大とともにない、全体の機械体系はそれらの自立した諸機械体系の結合体となる場合<たとえば第1次大戦以降の自動車製造業におけるように、19世紀中期の機械製造業の部分機械体系がそれぞれ自立しつつ全体の機械体系が鋳造機械体系・鍛造機械体系・切削加工機械体系・組立機械体系などの結合体となった例>) ²⁴⁾ 「に類型区分できるのであるが、いずれの場合をとるにしても、その結果として現段階において現われてくるのは、19世紀中期段階の基準で考えれば単一の機械体系であるものの結合体としての、新たな水準の機械体系」²⁵⁾ なのである。したがって坂本氏によれば、「現段階の工場、すなわち高次の工場を、さしあたり結合工場ないしコンビナートとよんでおくことは不当ではないであろう。そこで、わたくしは現段階の独自的・資本制的生産様式を、スタッフ制直系組織段階の管理組織によって統括される結合工場ないしコンビナートであると規定することができる」²⁵⁾ と。

B 『資本論』の論理構造と独占段階への具体化

これまでみてきた「社会的労働過程の労働生産力構造の歴史的分析」は、坂本氏によると、『資本論』第1部第4篇「相対的剩余価値の生産」における社会的労働過程の労働生産力構造分析の「歴史的制約性を明確に浮び上らせる」²⁶⁾ として、つぎのように述べている。

「…まず第11章では社会的労働過程の一般的基礎としての協業が、さらに第12章では作業組織の変革要因としての分業が、そして最後に第13章では労働手段の変革要因としての機械が、それぞれ説明されているが、しかしここでは、現段階の社会的労働過程の労働生産力構造を特徴づける管理組織の変革要因については、なんらふれるところがないのである。このことからあきらかなように、『資本論』が説明している社会的労働過程の労働生産力構造は、実はまだその第3の発展段階、すなわち単純な工場の段階のそれだったのである。そして、このことは、『資本論』の著者が分析した19世紀中期段階の現実の社会的労働過程の労働生産力構造の発展段階を考慮すれば、当然のことであったのである。」²⁶⁾

23) 同上、47ページ。

24) 同上、48—49ページ参照。

25) 同上、49ページ。

26) 同上、50ページ。

一井：独占利潤論にかんする覚書（I）

したがって、坂本氏は『資本論』のもつ「歴史的制約性」を明確に指摘するところとなり、自らの積極的な独占利潤論を提起せざるをえなくなった。その意味において、「第1論文」の必然的な所産たる「第2論文」が書かれることになったのである²⁷⁾。

（1）独占資本主義把握の基本的立場

坂本氏は、独占資本主義の法則的な把握が可能であるとしつつも『資本論』と具体化ないし構築さるべき「独占資本主義論」との関係をどうとらえるかについて、これまでの諸家の見解を4つに類型区分²⁸⁾されながら、自らの立場を説明されている。そのさい諸家の見解の分かれるところは『資本論』の理論的性格の理解の仕方にかかわる問題点に關説して、つぎのように述べられる。

氏によると、第1点[『資本論』とそれが分析の対象とした現実との関係についての理解]については、「『資本論』が分析の対象とした現実が自由競争的資本主義である限り、現実分析の書としての『資本論』は自由競争的資本主義の理論体系としての性格をもたざるを得ない」²⁹⁾として、「たとえば、『資本論』第3部においてあきらかにされている平均利潤の成立が自由競争的資本主義に固有のものであり、これが独占資本主義にそのままではあてはまらないことはすでに多くの人びとの認めるところである」³⁰⁾とされ、さらに第2点[『資本論』の論理構造における個々の論理規定とそれらの論理規定のもつ歴史的制約性との関係についての理解]については、「『資本論』は先に述べたように自由競争的資本主義という現実を分析し、したがってそれを説明するための理論体系となっているが、その論理構造において抽象から具体への上向的論理展開を構成する論理規定はその抽象度に対応して歴史的制約性を異にしており、抽象的な論理規定ほど相対的に歴史的制約性は小さく、逆に具体的な論理規定ほど相対的に歴史的制約性は大きく、したがって」³⁰⁾第1部第4篇第13章以下の論理規定をさす「もっとも具体的な論理規定はまさに自由競争的資本主義という歴史的段階に固有の論理規定として現われる…したがって、『資本論』はたしかに自由競争的資本主義の理論体系ではあるが、それを説明する

27) 坂本和一「第2論文」69ページ参照。

28) 坂本氏がしめされるのは、つぎのような4つの区分である。

「第1。独占資本主義論を、『資本論』における個別的諸規定に主要なよりどころを求め、それらの諸規定からの直接的な解釈によって構成しようとする見解。〔三輪洋三氏や宮崎邦一氏の見解。〕」

「第2。独占資本主義論を、『資本論』における基本的諸規定を発展=具体化させることによって構築しようとする見解。〔故白杉庄一郎氏や堀江英一氏の見解。〕」

「第3。『資本論』を自由競争的資本主義の理論体系として限定し、それとはまったく独立に、したがって並列的に独占資本主義の理論体系=独占資本主義論を構築しなければならないとする見解。〔平瀬巳之吉氏の見解。〕」

「第4。『資本論』を資本主義一般の理論体系であるとし、この一般理論としての『資本論』に対して重層的に特殊理論=段階理論としての独占資本主義の理論体系=独占資本主義論を構築しなければならないとする見解。〔入江節次郎氏の見解。〕」（坂本和一「第2論文」4—5ページ参照。）なお、わたくしは必ずしもこの「類型区分」に賛成しないが、ここではふれえない。

29) 坂本和一「第2論文」5ページ。

30) 同上、6ページ。

論理構造はその抽象的な論理規定の中に資本主義一般の論理規定を当然含むことになっているものと考える。」³¹⁾ かくして、坂本氏は独占資本主義論の方法として第2の見解、具体的には堀江英一氏の立場をとられるのである。

(2) 「経済学批判体系」プランと『資本論』の論理構造

わたくしは『資本論』の固有の対象領域をいわゆるプランのⅠ資本の(a)「資本一般」に求めるとする見解に立ち、具体的には宮本義男氏の見解を支持するものであるが³³⁾、坂本氏はプラン「前半」説に立たれている³³⁾。

ところで、坂本氏はさらに『資本論』の論理構造にふれて、つぎのように自ら設問される。「先に結論を先取りしてのべたように、『資本論』が自由競争的資本主義の理論体系であるとするならば、そのことは、なによりもまずこの資本の直接的生産過程の論理規定の内容においてあきらかになるはずである。」³⁴⁾

そこで、注目しなければならないのは坂本氏による『資本論』第1部第4篇の論理的・歴史的規定である。この点は、すでにみた「第1論文」の要点でもある。つまり、『資本論』第1部第4篇の「『相対的剩余価値の生産』においては、資本・賃労働関係の規定に加えて社会的労働過程の労働生産力構造の規定を導入することによって、剩余価値生産のより高次の方法としての相対的剩余価値の生産の規定が与えられている。しかし、この場合、相対的剩余価値の生産のための労働生産力的基礎となる社会的労働過程の労働生産力構造は、一般的・抽象的に規定されているのではなく歴史的・具体的に規定されている。…具体的にいえば、それは、大工業=工場という歴史的・具体的な形態で規定されている。」³⁵⁾ したがって「資本の直接的生産過程の論理規定の内容がそれ以降の論理展開の内容を規定していく」とするならば、「このことは、『資本論』が大工業=工場段階の資本主義の理論体系であることを示している」³⁶⁾ と断言されるのである。

(3) 『資本論』第1部第4篇第14章「資本制的コンビナート」設定の提案

さらに坂本氏は、『資本論』における「大工業=工場段階の資本の直接的生産過程は、そのままの内容でさらに現段階の資本の直接的生産過程にあてはまるであろうか」³⁷⁾と問題提起され、「第1論文」で強調された論点を要約されつつ³⁸⁾、「現段階の独自的・資本制的生産様

31) 同上、6—7ページ。

32) 前掲拙稿を参照されたい。

33) 坂本和一「第2論文」8—11ページ参照。ただし、氏の『資本論』における「階級」分析の論理的位置づけの理解は余りに単純のように思われる。

34) 同上、14ページ。

35) 同上、15ページ。なお、そのあとに『資本論』第1部第4篇第11章—第13章の位置づけが紹介されている。

36) 同上、16—17ページ。

37) 同上、17ページ。

38) 同上、17—18ページ参照。

一井：独占利潤論にかんする覚書（I）

式の析出=さしあたりコンビナートという新たな独自的・資本制的生産様式としての形態規定」は、「『資本論』における資本の直接的生産過程の論理規定の歴史的制約性をきわめて明確に浮かび上がらせる」³⁹⁾として、「『資本論』の論理規定の発展=具体化によって独占資本主義論を構築するという〔坂本氏の〕構想」の「大枠」を、つぎのようにとかれている⁴⁰⁾。

その第1は、『資本論』第1部における「資本の直接的生産過程の論理規定の具体化であり、「この作業」は「第1論文」によって「すでに基本的に解決されている。すなわち、それは、具体的には、現行の第4篇第13章『機械と大工業』に続いてさらに第14章を設定し、ここで社会的労働過程の労働生産力構造のこされたもう1つの側面である管理組織の変革要因すなわちライン・スタッフ組織を説明し、そしてこのような管理組織の変革要因が主導的要因となっているような社会的労働過程の労働生産力構造を現段階の独自的・資本制的生産様式としてのコンビナートとして総括すること、さらにそれと同時にこのことによって資本・賃労働関係の規定がより高次なもの、すなわち資本の下への労働の実質的包摶のより深化したものとなっていることをあきらかにすることによって果たされるであろう。」⁴¹⁾

第2に、「本稿でこれから取組まねばならない具体化の領域は、第1部第7篇『資本の蓄積過程』以降における論理規定」となるが、「ここでは、さしあたり独占資本主義論における利潤論の構築に主眼をおいて」・「第3部第1篇および第2篇における利潤論を問題」とされる。このことは「個別資本間の競争を問題にするということを意味」し、そのためには「前提として競争し合う個別資本の運動の基本的な性格が論理的にあきらかにされ」る「第1部第7篇の論理規定の具体化が必要となる」とのべられるのである⁴²⁾。

（4）『資本論』第1部第7篇第23章第2節の具体化

坂本氏によると、『資本論』第1部第7篇第23章「資本制的蓄積の一般的法則」は相関連する「2つの問題領域」からなる。その1つは、「中心的内容」をなしまだ第7篇の「結論的内容」をなすものであるが、「社会的総資本の増大にともなう資本の有機的構成の高変化すなわち可変資本部分の相対的減少が相対的過剰人口=産業予備軍の累進的生産をもたらし、したがって、一方の極での富の蓄積とその対極での貧困の蓄積をもたらすことがあきらかにされている」⁴³⁾ことである。他の1つは、とくに第2節において「一方では資本の集積が多数の個別資本の相互的反発すなわち競争の激化をつくり出し、他方、このように反発し合う個別資本の相互的吸引作用としての資本の集中が競争に対する制限をつくり出すことがあきらかにされている」⁴³⁾ことにかかる問題領域である。これは、「社会的総資本の増大にともなう資本の有機

39) 同上、18ページ。

40) 同上、18—19ページ参照。

41) 同上、19ページ。

42) 同上、20—21ページ参照。

43) 同上、22ページ。

的構成の高度化が、実際には個別資本の増大を通して実現される」ことを明らかにしているのだが、他面では「そのような個別資本の蓄積過程の展開が同時に個別資本相互間の競争構造＝市場構造のあり方を規定すること」をも明示しているのである⁴⁴⁾。

そこで、坂本氏の「さしあたりの課題」たる「独占資本主義論における利潤論の構築」にとって、「具体化の対象」は「後者の問題領域」に限定されることになる⁴⁴⁾。つぎに、資本主義の自由競争段階から独占段階への市場構造の変容に「後者の問題領域」に果たす機能をみておくことにしよう。

C 市場構造の変容

(1) 自由競争的市場構造

坂本氏は、「資本の集積」は「個別資本の蓄積過程のもっとも基礎的な過程」といえるが、それは「既存の個別資本の自立性を前提」とし、「個別資本の絶対数の減少を含まない」のであるから「多数の個別資本の相互的反発が特徴的」だとされる⁴⁵⁾。「資本の集中」はこれに対し、「自立して相互に反発しあっている多数の個別資本がこんどは逆に吸引し合って、1個のより大規模な個別資本に転化する過程」だが、「資本の集積」と同じように「個別資本による生産手段および労働に対する指揮範囲の拡大」が帰結され、したがって問題は、「資本の集中」の場合の方が「資本の集積」の場合よりも「はるかに急速で大規模に実現されること」にある⁴⁶⁾。

このように資本蓄積過程における「資本の集積」と「資本の集中」についての一般的な考察に続けて、坂本氏は、19世紀中期段階における市場構造は資本の蓄積過程を反映した自由競争的なそれである、とつぎのように述べられている。

「大工業＝工場段階の資本の直接的生産過程を基礎とする19世紀中期段階における個別資本の蓄積過程の展開」は、一方では信用（とくに株式会社制度）を権力とする資本の集中はそれほど大きくなかったため、「資本の直接的生産過程の単位規模」が「小規模」であり、他方では「市場の拡大が急速に進んでいた段階」でもあり、資本の集積が主要な側面をなしていた。この結果、「この段階の主要な産業部門の市場構造に自由競争的市場構造としての特徴」を刻

44) 同上、22ページ参照。なお、市場構造の問題は、個別資本相互間の競争の問題ではあるが、その結果生み出された独占の作用は第23章の「中心課題」たる「労働者階級の運命に及ぼす影響」に重大な関連をもつと坂本氏は念をおされ、のちにみる「労賃の労働力の価値以下切下げ」説の論拠の布石につながっている（坂本和一「第2論文」23ページ参照）。

45) 同上、24ページ参照。

46) 同上、24-25ページ参照。なお、坂本氏は「資本の集中」過程が「資本の集積」と異なって担う2つの特徴について説明される。1つは「社会的総資本の量的拡大をもたらす」「社会的配分の変更」であり、他は「個別資本の絶対数の減少がもたらされる」側面である。この後者の点を、坂本氏は「独占の形成と深いかかわりあい」をもつとされている。つまり、坂本氏による「資本の集中」過程を前面に出した独占の必然性の論証であるといってよいだろう。（坂本和一「第2論文」25ページ参照。）

印したのである⁴⁷⁾。

ところで坂本氏によると、「市場構造」とは「価格決定の競争のあり方を規定し、価格決定に重要な影響を及ぼす市場の諸条件の総体を意味」しているのだが、それは2つの基本的条件つまり①「現実的競争を左右する基本的条件」たる「市場集中度とりわけ生産集中度」と②「潜在的競争を左右する基本的条件」たる「参入障壁」とが、「全体としてある部門における価格決定の競争を左右する」とされるのである⁴⁸⁾。

そこで、「現実に存在している市場集中度を大まかに類型化」すると、つぎの5つ、すなわちⅠ「完全独占」Ⅱ「部分独占」Ⅲ「完全寡占」Ⅳ「部分寡占」Ⅴ「原子的競争」となる⁴⁹⁾。ついで坂本氏は、資本主義の「19世紀中期段階においては、Ⅴ類型=『原子的競争』の状態が支配的」⁵⁰⁾だったとのべられ、他方「参入障壁」は「この段階ではまだ一般的には形成されていなかつた」⁵¹⁾とされるのである。したがって、さきにみた市場構造を規定する2条件にしてこのような状態にあるとすれば、「まさしく自由競争的市場構造」⁵¹⁾とよびうるであろう。

(2) 独占的市場構造

それではつぎに、「コンビナート段階の資本の直接的生産過程を基礎とする現段階」における「個別資本の蓄積過程の展開」はどうであろうか。坂本氏によれば、それは「19世紀中期段階とは異なつて資本の集中がその主要な側面になつてゐることが特徴」⁵²⁾だとされる。さらに「大工業=工場段階」と比較して、氏はつぎのように総括されている。

「現段階の個別資本の蓄積過程の展開の基礎にある資本の直接的生産過程が大工業=工場段階のそれよりもより高次のコンビナート段階のそれであり、その単位規模が19世紀中期段階のそれよりもはるかに巨大なものであることに規定されて、一方では現段階の生産集中度はすでに『寡占』ないしは『独占』の状態に達しており、他方では高い参入障壁が形成されるようになつてゐる。そして、市場構造を規定する2つの条件がこのような状態にある場合には、ある部門における競争は現実的にも潜在的にも大きく制限され、長期的に価格の支配が行われる可能性と必然性が存在してゐるのであり、したがって、2つの条件がこのような状態にある新たな市場構造は、まさしく独占的市場構造とよばれるべきものであろう。」⁵³⁾

したがって、坂本氏は北原勇氏の業績に示唆をうけつつ、このような「競争制限と価格支配の可能性と必然性」が現実性に転化したところに、今日の「独占」が成立し、「寡占」の状態のもとでは「個別資本間の」「対立を基礎にもつた上での」「協調行為によって」「はじめて

47) 同上、25—26ページ参照。

48) 同上、27ページ参照。

49) 同上、27—28ページ参照。

50) 同上、28ページ。

51) 同上、31ページ。

52) 同上、35ページ。

53) 同上、43ページ。

・・・・・
独占価格が成立し、独占利潤が確保される」とむすばれるのである⁵⁴⁾。

D 独占利潤論

坂本氏は、これまでみてきた「基本的視点と論理的前提」にもとづいて、ようやく「第2論文」の「主目的」たる「独占資本主義論における利潤論の構築」のために「『資本論』第3部第1篇および第2篇の論理規定の具体化」に移られるのである⁵⁵⁾。

(1) 独占利潤の源泉

まず坂本氏は、大島雄一氏による「適切な整理」にもとづき、従来の独占利潤源泉論をつぎの3つの説に区分される。第1は「剩余価値再分配」説（ヒルファーディング・セレブリヤーコフ以来の通説），第2は「貨幣利潤」説（平瀬巳之吉氏など），第3は「特別剩余価値固定化」説（白杉庄一郎氏など）とされ、「ここでは、もっぱら通説である剩余価値再分配説を取り上げ、この説のもつ問題点の検討を通して新たな試みを説明」しようとされるのである⁵⁶⁾。

「剩余価値再分配」説とは、坂本氏によれば「独占利潤の基本的な源泉が社会的総資本によって生産された剩余価値」とする考え方であり、これには2つの独占利潤についての考え方を含んでいるが、その1つは独占段階における平均利潤・生産価格の成立を肯定する立場であり「独占利潤は生産価格を超える超過利潤部分」と規定するものであるが、他の1つは独占段階における平均利潤・生産価格の成立を否定する立場であり「独占利潤は費用価格を超える利潤総額」と規定するものである⁵⁷⁾。いずれにせよ、「剩余価値再分配」説はマルクスの周知の叙述⁵⁸⁾を基礎とするものであるが、ここで坂本氏は『資本論』の別の個所⁵⁹⁾をとりあげて「労賃からの控除の点を独占利潤の基本的源泉として理論化」⁶⁰⁾するという氏の見地を明確にしめされることになる。

「剩余価値の再分配とならべてさらに労賃からの控除、したがって実質的には労働力の価値以下への価格

54) 同上、43—44ページ参照。なお、以上が坂本氏による『資本論』第1部第7篇第23章第2節の独占段階への論理規定具体化の「基本的内容」だとされるものであるが、これに続けて、氏は利潤論の具体化に向かわれるのである。そのさい、つぎのような指摘がなされている。「現行の『資本論』においては大工業＝工場段階の資本の直接的生産過程という第4篇の論理規定を基礎にして個別資本相互間における自由競争の支配が規定され、それがさらに第3部における平均利潤と生産価格の説明の論理的な基礎としておかることになっているのであるが、わたくしの試みによって具体化された『資本論』においては、第4篇における具体化された論理規定としてのコンビナート段階の資本の直接的生産過程を論理的な基礎にして個別資本間における新たな関係としての独占の支配が規定され、それがさらに第3部における利潤論の説明の新たな論理的な基礎としておかることになっているのである。」（坂本和一「第2論文」44ページ。）ここで述べられている「新たな論理的な基礎」は、のちにみると自由競争のもとでの平均利潤と生産価格成立の根拠をうばう布石とされている。しかし、このような坂本氏の「法則」理解には疑問をもつが、さしあたり「法則」の論証について異なる角度からではあるが示唆をあたえる本間要一郎氏の「利潤率低下傾向の法則の論証と実証」（『経済』1972年10月号所収、とくに194ページ）を参照せよ。

55) 同上、45—46ページ参照。

56) 同上、46—47ページ参照。

57) 同上、47—48ページ参照。

58) 『資本論』第3部、青木版1213ページ、大月版1101ページ。

59) 『資本論』第3部、青木版1213—1214ページ、大月版1101—1102ページ。

一井：独占利潤論にかんする覚書（I）

=労賃の切り下げ部分をあげている。しかし、独占利潤の基本的な源泉を理論化する場合には、これまでこの点〔後者〕よりもやはり前者の点が注目されてきた。もちろん、独占利潤の1つの源泉として労賃からの控除の点を否定する論者はいないと思われるが、これを独占利潤の基本的な源泉として理論化してみようすることはこれまで行われてこなかったといってよいであろう。」⁶⁰⁾

(2) 独占部門のみからなる社会的部門構成モデル

ところで、さきの「剩余価値再分配」説は、「独占部門（独占価格を成立させ得る部門）と非独占部門（独占価格を成立させ得ない部門）との並存という前提」のうえに理論が築かれている⁶¹⁾。坂本氏はそれに疑問を投げかけつつ、独自の理論モデルを想定されることになる。すなわち、独占価格・独占利潤論展開のためには、『資本論』の論理構造の基本的性格（つまり「徹頭徹尾抽象から具体への上向方法による論理展開」⁶²⁾がなされていること、また「『資本論』が対象をいわば『限界規定』において分析」⁶³⁾していること）を確認するとともに、坂本氏はつぎのように述べている。

「『資本論』第3部第1篇および第2篇の論理規定を具体化して独占価格・独占利潤論を展開しようとする場合にも、やはりそれは、第1部第4篇における資本の直接的生産過程の論理規定の具体化された内容、すなわちコンビナート段階の資本の直接的生産過程を前提とし、したがってそのような資本の直接的生産過程にもとづく個別資本をその市場構造の構成者とするような部門から成り立つ社会的総資本の部門構成モデルを前提として展開されねばならない。ところで、すでに前節で説明したように、このようにコンビナート段階の資本の直接的生産過程にもとづく個別資本がその市場構造の構成者であるような部門は、必然的に独占が成立するような部門である。すなわち、このような部門は、独占部門である。したがって、第1部第4篇の具体化された論理規定であるコンビナート段階の資本の直接的生産過程を前提として独占価格・独占利潤論を展開しようとする場合には、必然的に独占部門のみから成り立つ社会的総資本の部門構成モデルを前提としなければならないのである。」⁶⁴⁾

坂本氏は、独占部門のみからなるこのようない非現実的なモデルを敢えて打出した理由について、「現実的な独占価格・独占利潤をあきらかにしていく場合の論理的な手順」であり、「独占価格・独占利潤がもっとも本質的な関係をあきらかにする」ためであるとされている⁶⁵⁾。しかも再三くりかえされてきたように、坂本氏はここでもまた「『資本論』第3部第1篇および第2篇の論理規定の具体化として独占価格・独占利潤論を展開しようとする場合には、『資本論』の論理構造の性格から、必然的にこのようない視角が生じてくる」⁶⁶⁾と念をおされるのである。

いよいよ、坂本氏の独占価格・独占利潤論の具体的な内容をみることにしよう。

(3) 独占と独占利潤

坂本氏は資本主義の自由競争段階から独占段階への主として市場構造の変容から、独占価格

60) 坂本和一「第2論文」49ページ。

61) 同上、49—50ページ参照。

62) 同上、50ページ。

63) 同上、52—53ページ。

64) 同上、53ページ。

65) 同上、54ページ参照。

66) 同上、54ページ。

と独占利潤の定義をつぎのように与えられている。

「自由競争が独占に転化することによってもたらされる結果は、『資本論』第3部の篇別構成に対応させてみると、まず第1に、独占価格が設定されることによって、商品が価値どおりに販売されるということが成り立たなくなり、本来 $k+p$ という範式で表わされる価値を内包する商品が $k+p+p'$ となって、すなわち独占利潤 p' を含んで実現されることになるということである。これが、第3部第1篇の論理規定の具体化された内容である。」⁶⁷⁾

ところが坂本氏は、うえのように独占利潤 p' が $k+p$ （生産価格）を超える利潤だと主張されながら、つぎのように注意を付されるのである。これは明らかに論理矛盾であるが、ここでは詳論できない。

「したがって、ここでは、『資本論』第3部の論理規定の具体化によって独占価格・独占利潤論を展開しようとする場合、すでにはじめから独占の存在が前提とされ（これは、すでに第1部第7篇第23章の段階で論証されている）、その上で論理展開がなされることになる点が注意されねばならない。この点は……通説のうちの前者、すなわち独占利潤を生産価格をめぐる市場価格の運動の変化から説明しようとする考え方の場合とは大きく異なるものである。この考え方〔は〕……平均利潤・生産価格を前提として…その上で市場価格の運動の段階で独占を導入し、独占価格を規定しようとするものであるが、わたくしの試みにおいてはすでに第1部第7篇第23章において自由競争の独占への転化が論理規定として導入されている以上、第3部における論理展開ははじめから独占を前提として進められねばならないと考えられているからである。」⁶⁸⁾

うえにみたように、『資本論』第3部第1篇で「独占価格の成立と独占利潤 p' の実現を説明しなければならないとすれば、さらに独占利潤 p' の源泉をどのように説明するか」と自問された坂本氏は、すでにみた「独占部門のみから成り立つ部門構成を前提」とされるのであるから「独占利潤 p' の源泉を通説のように非独占部門で生産された剩余価値したがって利潤の再分配から説明することは不可能」だし、むろん「独占部門の中で生産された剩余価値の再分配によって独占利潤 p' の源泉を説明することは不可能」となる⁶⁹⁾。

そこで、坂本氏は、「社会的総資本を構成する独占部門を单一の部門であるかのように抽象化」するといった「単純化された関係の中で独占利潤 p' の源泉を導き出すとすれば、それは消費手段の購入者、とりわけ労働者階級の収入である労賃すなわち労働力の価値=価格からの控除としてしか考えようがない」として、さきにふれたように独占利潤の基本的源泉を「労賃の労働力の価値以下低下」に求められるのである⁷⁰⁾。

ところで、このように「独占利潤の源泉を労働者階級の労賃からの控除分」に求めるることは、「労賃が労働力の価値通りに支払われ」るという「『資本論』の生命である剩余価値論の

67) 同上、61—62ページ。

68) 同上、62ページ。

69) 同上、62—64ページ参照。

70) 同上、64—66ページ参照。このように、独占利潤の基本的な源泉を「労賃の労働力の価値以下への切下げ」に求めるこの意義は、「労働者階級が社会の物質的および精神的文化の発展水準を十分に享受し得る条件を喪失することを意味」するし、この場合には「労働力は萎縮した形態でしか自らを維持し発展させることができない」という「事態が、独占資本主義の下では、独占価格の作用によって必然的なものとなっている」とされるのである（坂本和一「第2論文」66—7ページ参照）。

一井：独占利潤論にかんする覚書（I）

前提」と矛盾するのではないかという考え方がある。しかし坂本氏によると、「このように考えるのは、『資本論』における論理展開の次元の相異を十分に考慮しないことによるもの」とされ、「『資本論』において剩余価値論と利潤論とは論理展開の次元を異にして」おり、ここでは「利潤論の次元の問題」だとされるのである⁷¹⁾。

(4) 利潤率の均等化

さいごに、坂本氏による『資本論』第3部第2篇の論理規定の具体化をみておこう。氏によれば、部門ごとの「利潤率の相異は、『資本論』の場合よりも複雑な内容をもつ」ものとなるとされるが、その理由はすでにみた「第1篇の論理規定の具体化を前提」とすると、「各部門で実現される利潤はその部門で生みだされた剩余価値に加えて独占利潤としての労賃からの控除分を含んでおり、したがって部門ごとの利潤率の相異は資本の有機的構成の相異を基礎におきながらも、さらにそれに加えて部門ごとの市場構造の発展段階によっても規定される」からだとされている⁷²⁾。

そして、このような独占段階における「部門間の利潤率が『資本論』の場合のように」均等化するか否かという点が「問題」だと指定されたあと、坂本氏はつぎのようにそれを否定されるのである。

「…第3部における論理展開は、すでに自由競争の独占への転化を前提として進められてきている。ここで部門間の利潤率の相異という場合にも、このような前提の変化が内包されている。したがって、ここで個別資本が自らの動機を現実化する場合においてもこのような自由競争の独占への転化ということが前提とされているのであり、ここではより高い利潤率を求める個別資本の動機は自由な資本の移動という形態では追求し得なくなっているのである。このことは…独占の形成が参入障壁の形成をその基本的条件の1つとしていることからみて当然のことである。そして、このことは、いうまでもなく、すでに『資本論』の場合のようなメカニズムでは部門間の利潤率の均等化は実現し得なくなっているということを意味しているのである。こうして、第3部第2篇の論理段階までに限って、自由競争の独占への転化を前提とすれば、部門間の利潤率が均等化すると規定することはできないというのが、ここでの結論である。」⁷³⁾

71) 同上、65ページ参照。なお、坂本氏はつぎのように価値法則の独占段階における貫徹を主張している。「ただ、第3部で労賃が労働力の価値以下に圧下されることが前提されることによって現行の『資本論』との間に生じてくる大きな相異は、剩余価値総額と利潤総額が一致せず、労賃からの控除分だけ利潤総額が大きくなるということである。しかし、このような利潤の増額分は、依然として一定期間内において生産に投入され、再生産されたいわばフローの価値総額の範囲内での価値移転の結果である限り、以上のような前提をもち込むことによって価値法則が否定されるということにはならないであろう。」（坂本和一「第2論文」66ページ。）

72) 同上、67ページ参照。

73) 同上、68ページ。しかし、坂本氏は、「金融資本の論理段階からいえば、それぞれほぼ同種の広範な部門の個別資本を支配する金融資本相互の間で利潤率はほぼ均等化されたものとなる傾向が存在し得る」とされる。均等化が否定されるのは、「それぞれの部門の個別資本」であり、それらは、「金融資本の一分歧として理解できる」といわれる。ただし、それら相互を結び・媒介する詳細な論証は、今後の課題として残されている。（坂本和一「第2論文」69および71ページ参照。）

付 記

本稿は「目次」に記したように、もともとの構想では「I 坂本説の概要」・「II 坂本説の検討」からなるものであった。しかし、わたくしの不手際から時間的制約と紙数制限とのため、このようなきわめて中途半端な公表にとどまらざるをえなくなった。坂本和一氏に対しても大変失礼な結果となっている。しかも、「II 坂本説の検討」の部分は併せて他の論者の所説の検討をも含んでおり、かなりの草稿紙数にのぼっている。またその公表の場は今年度中には見込みがないため、若干の論点をしめして、わたくしの責任の一端を果たしておきたいと思う。

A 「2つの生産様式」：坂本氏の独占理論の基軸をなしているのは、独占資本の直接的生産過程が、19世紀中期段階の大工業=工場という *eine spezifisch kapitalistische Produktionsweise* (1つの独自的・資本制的生産様式) —— ただし *spezifisch* は「特有の」と訳し解釈すべきだが —— とは質的に異なる「スタッフ制直系管理組織」に主導される「資本制的コンビナート」のそれに転化している段階にあるという認識である。このような坂本氏の理解の仕方は、従来の「伝統的な」生産様式についてのマルクスの定式（『経済学批判』序説など）つまり「広義の」生産様式の理解の仕方と大きく異なるものであり、最大の問題点が含まれている。すなわち「広義の」生産様式はほぼ経済的社会構成体と同義に使われており（たとえば塩沢君夫『アジア的生産様式論』御茶の水書房、1970年、188—9および198—9ページ参照），それはまた「所有形態を中心とし」さらには「階級関係を内包する」・「生産様式の内的連関とその発展の必然性」の理解に密接にかかわるものであった（たとえば『経済学批判要綱』邦訳第1分冊43—44ページ参照）。しかしながら坂本氏は、堀江英一氏（『経済学から歴史学へ』有斐閣、1957年、96—105ページ）や芝原拓自氏（『所有と生産様式の歴史理論』青木書店、1972年、179—181ページ）ですら留保されていた論点（両氏は単純協業→分業→機械と大工業への歴史的展開をまだ資本制的生産様式それ自体の確立へむけての「一般的基礎」→「深化」→「完成」として、つまり技術的・量的把握にとどめられている）を、大工業=工場よりも質的に新しい e.s.k.P. としての「資本制的コンビナート」を設定するというように、一步大きく進められている（なお、伊藤岩氏は機械を前提とした生産形態は資本制的生産・協同組合的生産・社会主義的生産の3形態しかないとされている点は注目すべきだろう〔『経済構造の原理』ミネルヴァ書房、1972年、229ページ参照〕）。マルクスの生産様式の用語法には「2種類の生産様式」が含まれており、坂本氏はそれらとの相互連関と区別と統一のもとに、「資本制的コンビナート」の位置を明らかにされる必要があると思う。つまり、坂本氏の立論は表現としては「資本の直接的生産過程」に限定されて用いられており、その視野はせいぜい「工場内管組織」に限られている。したがって、それは資本制的生産様式の枠内での e.s.k.P. であることが自明であり、いわば「狭義の」生産様式であるといわざるをえないが、その場合には「所有関係」に全くふれられない点が疑問として残る。マルクスの場合には、うえにみた「広義の」生産様式のもとに「狭義の」生産様式（正しくは生産方法と考える）を包摂していると、わたくしは考えている。さらに、坂本氏のように、「結合工場」の資本制的特有性を新しい質として規定するためには、「工場外の」不生産的費用の増大の問題をも含めた資本の総過程の全一的理解がしめされねばならない（たとえば、この点、J.M.Gillman, *The Falling Rate of Profit.. Dennis Dobson, 1957, Chap. 7.* を参照）。そのとき、はじめて「第14章」設定の意味を正しく検討することができだろう。

B 独占理論のモデルと現実：坂本氏は氏自身の言明にもかかわらず、独占資本主義における支配的・基軸的資本が独占資本（ないし金融資本）であることと現実の独占理論の正しいモデル設定とを、事実上混同されている。したがって「独占部門のみからなる独占理論モデル」は、事態適合的でないばかりかきわめて非現実的な独占利潤の源泉論に結びつかざるをえないのである。氏のモデルと論理に関する限りは首尾一貫していると思われる。すなわち「独占資本」は、いわば独占の本質（支配と強制関係）をモギ取られたモデルでの位置づけに甘んじており、察するに利潤率低下法則が依然として作用する限り、新しい質の「生産様式」ならびに「直接的生産過程」をもつはずであるにもかかわらず新しい剩余価値生産の方法を提示される

一井：独占利潤論にかんする覚書（I）

ことなき坂本説では、独占利潤の基本的源泉は結局のところ「労賃の労働力の価値以下低下」に求めざるをえないことになっているからである。これでは、せっかくの「資本制的コンビナート」の位置づけは独占利潤論との関係では、「資本の直接的生産過程」分析の積極的視角から逸脱してしまうことになろう。

C 独占段階における平均利潤率の法則：坂本氏は独占資本主義のもとでは自由競争段階の資本主義のもとにおけるような平均利潤率の法則の作用を否定されるようである。しかし、わたくしは独占段階においても潜在的には平均利潤率法則の作用を認めるべきであり、とくに理論的認識ないし分析の基準の問題としては同法則の貫徹を前提すべきだと考える。その限りでは白杉庄一郎氏の所説（『独占理論の研究』ミネルヴァ書房、1961年）を支持するものであり、F・エルスナーの分類では「4つの見解」のうち「平均利潤率の法則は作用をつづけ、その貫徹はきわめて困難であるが、結局、統一的社会的平均利潤率が貫徹する」とするモトウイリョフ、メンデリソン、ヘルベルガーによって代表される見地に立つ（邦訳「独占価格と独占利潤」、『立命館経済学』第16巻第2号所収）。このことは、価値法則とさらには経済学における「法則」それ自体の理解の仕方にかかわる理論問題でもある。現実の独占理論モデルについては、建林正喜氏（「価値、平均利潤および最大限利潤の諸法則」、『工業経営』第4巻第2号所収）・本間要一郎氏（「独占価格・独占利潤論」、『現代帝国主義講座』第V巻所収）・手鶴正毅氏（『日本国家独占資本主義論』有斐閣、1966年）などの諸見解を十分に吟味することが不可欠となろう。

D 独占利潤とその源泉：われわれはすでにふれてきたように、坂本氏の独占利潤論とその源泉論には必ずしも納得しえない。独占利潤を自由競争段階の平均利潤を上廻る利潤部分と考え、理論的武器としての「平均利潤法則」を重視した独占利潤を構築すべきだとすれば、独占利潤の源泉についても「剩余価値再分配」説を基本的視角として「特別剩余価値固定化」説を包摂し、さらにF・エルスナーや「C・ロギンスキーキー（邦訳「独占利潤」(1)–(3)、『立命館経営学』第7巻第2号–第4・5・6号所収）の掲げる多くの並列的な利潤源泉を立体的なそれに、統一的に組立て直さねばならないと思う。

追記：本稿は、昭和47年度文部省科学研究費（奨励研究(A)）の補助をうけてなされる研究の一部である。

（原稿受理 1972. 10. 16）